

空き家に関する支援制度一覧

市町村名: みなかみ町

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
転居費	助成	空き家バンク活用補助金		<ul style="list-style-type: none"> ・みなかみ町に住民登録を行っている者で、補助金の申請時に夫婦の合計年齢が90歳未満であること、または本町に転入した者で、転入の届出の日から3月以内の者で、当該転入の際に継続して3年以上本町以外の市区町村の住民基本台帳に記録されていた者であること。 ・町税等に滞納がない者 	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家等の月額賃借費用の1/4(月上限1万円、土地のみは不可/支給年数上限3年) ・空き家等購入費用の1/10(上限100万円):若年夫婦以外の転入者は500,000円が上限 			随時	予算内	企画課	0278-25-5001	http://www.town.minakami-gunma.jp/	
老朽空き家等対策事業	助成	みなかみ町空き家解体補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・土木工事業、建築工事業が請け負う解体工事 ・とび、土工工事業が請け負う解体工事(制限有・経過措置) ・建設リサイクル法の規定による登録を受けた事業者が請け負う解体工事(軽微な工事) ・町内に本店又は主たる事務所を有する者が施工する工事 	<ul style="list-style-type: none"> 登記事項証明書に所有者として登録されている者もしくはその相続人、またそれらの者から同意を得た者 町税等を滞納していない者 	<ul style="list-style-type: none"> ・解体工事に要する経費の1/3 ・一般住宅または併用住宅の限度額は、20万円(旧耐震基準(昭和56年5月31日以前)の建物の場合は、30万円) ・その他建物の限度額は、10万円(旧耐震基準(昭和56年5月31日以前)の建物の場合は、15万円) 			随時	予算内	地域整備課	0278-25-5021	http://www.town.minakami-gunma.jp/	